

## 三田市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、三田市障害者等地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日）第4条の規定に基づき、在宅の重度障害者等に対し日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって重度障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において重度障害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 兵庫県療育手帳制度要綱(昭和49年3月1日)に基づき療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

### (用具の種目及び給付対象者)

第3条 給付の対象となる用具及び対象者は、別表第1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる重度障害者等とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除くものとする。

### (申請及び決定)

第4条 用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は重度障害者等日常生活用具給付申請書を市長に提出するものとする。この場合において、居宅生活動作補助用具の購入費又は改修工事費の給付希望者は、工事図面、現況の写真、改修工事見積書を、点字図書の給付希望者は、国が指定した点字図書給付対象出版施設（以下「点字出版施設」という。）が発行する点字図書発行証明書（以下「証明書」という。）を添付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い給付等の要否を決定する。
- 3 市長は、前項の調査により用具の給付を決定したときは、申請者に対し、重度障害者等日常生活用具給付決定通知書により通知するとともに、重度障害者等日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を申請者に交付し、用具納入業者に対し重度障害者等日常生活用具委託通知書により通知するものとする。なお、点字図書については、証明書に証明印を押印するものとする。
- 4 市長は、第2項の調査により用具の給付を却下したときは、申請者に対し、重度障害者等日

常生活用具給付却下通知書により通知するものとする。

(費用負担)

第5条 市長は前条の規定により給付を決定するときは、次の各号に掲げる申請者又はその扶養義務者が当該用具の給付に要する費用の一部として負担すべき額の合計(以下「自己負担額」という。)により決定するものとする。なお、自己負担額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(1) 日常生活用具の購入に要した費用が別表第1に定める基準額(以下「自己負担基準額」という。)を超過した場合における当該超過額

(2) 日常生活用具の購入に要した費用又は自己負担基準額のいずれか低い額に0.1を乗じた額。ただし、世帯の所得区分に応じ、別表第2に定める額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、点字図書の自己負担額は、点字翻訳する前の一般図書の購入価格相当額とする。

(用具の引渡)

第6条 用具の納入業者(以下「業者」という。)は、用具の給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)から給付券の提示を受け、用具を引き渡し、給付決定者は、前条で定められた自己負担額を業者に支払うとともに受領印を押印した給付券を業者に提出し、用具の納品を受けるものとする。

2 点字図書に係る証明書の交付を受けた者は、証明書に第5条第2項に規定する自己負担額を添えて点字出版施設に点字図書の発行を申込み、給付を受けるものとする。

(費用の請求)

第7条 業者は、給付決定者に用具の納入完了後は、給付決定者から受領した給付券に納入証明を記載したものを添えて、公費負担分を市長に請求するものとする。

(譲渡等の禁止)

第8条 給付決定者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第9条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付を受けた者があるとき、又は用具の給付を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

第10条 申請者は、ストマ用装具については6か月分を、紙オムツについては4か月分を一括申請することができるものとする。

2 前項の一括申請があった場合において、市長は、当該申請に係る給付券を一括交付するこ

とができる。

(補則)

第11条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

重度障害者等日常生活用具種目表

種目	対象者			基準額(円)	耐用年数		
	障害名	年齢	給付条件等				
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹	6歳以上	1、2級	154,000	8年	
		難病	—	寝たきりの状態にあるもの			
	特殊マット	下肢・体幹	3～17歳	1、2級	19,600	5年	
			18歳以上	1級 常時介護を要するもの			
		知的	3歳以上	A 失禁対策用			
	特殊尿器	下肢・体幹	6歳以上	1級 常時介護を要するもの	67,000	5年	
		難病	—	自力で排尿できないもの			
	入浴担架	下肢・体幹	3歳以上	1、2級 入浴に介護を要する者	82,400	15,000	
	体位変換器	下肢・体幹	6歳以上	1、2級 下着交換等に介助を要する者			
	移動用リフト	下肢・体幹	3歳以上	1、2級 天井走行型や住宅改造を伴うものは除く	159,000	4年	
		難病	—	下肢又は体幹機能に障害のあるもの 天井走行型や住宅改造を伴うものは除く			
訓練いす(児童)	下肢・体幹	3～17歳	1、2級	33,100	—		
訓練用ベッド(児童)	下肢・体幹	6歳以上	1、2級	159,200	8年		
訓練用ベッド	難病	—	下肢又は体幹機能に障害のあるもの				
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹・平衡	3歳以上	入浴に介助を要するもの	90,000	8年	
		難病	—				
	便器	下肢・体幹	6歳以上	1、2級	4,450	5,400 (便器に手すりをつけた場合)	8年
		難病	—	常時介護を要するもの			
	T字杖・棒状つえ	下肢・体幹・平衡	3歳以上	必要と認められるもの	3,000	4年	
	移動・移乗支援用具	下肢・体幹・平衡	3歳以上	必要と認められるもの	60,000	8年	
		難病	—	下肢が不自由なもの			
	頭部保護帽	下肢・体幹・平衡	3歳以上	必要と認められるもの	12,160	3年	
		知的		(A) てんかん発作等により頻繁に転倒するもの。			
	洗浄機能付き便座	上肢	6歳以上	1、2級	48,000	8年	
		知的	—	A			
		難病	—	上肢機能に障害のあるもの			
	火災警報器及び火災警報機用屋内信号装置(警報器と屋内信号装置を同時に設置するものに限る)	聴覚	6歳以上	1、2級 障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	80,000	10年	
	自動消火器	身体障害	—	・1、2級(身体障害者) ・A(知的障害者)	28,700		
		知的障害	—	・1級(精神障害者)			
		精神障害者	—	かつ感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯			
	電磁調理器	視覚	18歳以上	1、2級 盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯	41,000	6年	
知的障害		—	A				
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚	6歳以上	—	7,000	10年		
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	18歳以上	1、2級 障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	87,400			
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓	3歳以上	3級 自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法実施者	51,500	5年	
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器3級又は肢体不自由1級	6歳以上	呼吸器機能障害3級以上又は肢体不自由1級(医師の意見書により必要と認められる場合に限る)	36,000		
		難病	—	呼吸器機能に障害のあるもの			
	電気式たん吸引器	呼吸器3級又は肢体不自由1級	6歳以上	呼吸器機能障害3級以上又は肢体不自由1級(医師の意見書により必要と認められる場合に限る)	56,400		
		難病	—	呼吸器機能に障害のあるもの			
	酸素ボンベ運搬車	身体障害(呼吸器3級以上)	6歳以上	医療保険で在宅酸素療法を行なう者	17,000	10年	
	盲人用体温計(音声式)	視覚	6歳以上	1、2級 盲人のみの世帯	9,000	5年	
	盲人用体重計		18歳以上		18,000		
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難病	—	人工呼吸器の装着が必要なもの	157,500	10年		

別表第1(第3条関係)  
 重度障害者等日常生活用具種目表

種目	対象者			基準額(円)	耐用年数	
	障害名	年齢	給付条件等			
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語・肢体不自由	6歳以上	音声言語機能障害者又は肢体不自由であつて、発声・発語に著しい障害を有する者	98,800	5年
	情報通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害		1、2級 文字を書くことが困難な者	100,000	6年
	点字ディスプレイ	視覚・聴覚重複	18歳以上	視覚(2級以上)かつ聴覚(2級以上)	383,500	
	点字器	視覚	—		10,400	7年
	点字タイプライター	視覚	6歳以上	1、2級 就労中、見込、就学中の者	63,100	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー			1、2級	(録音再生)85,000	6年
	視覚障害者用活字文字読上げ装置(SPコード等を読み取るもの)				(再生専用)35,000	
	視覚障害者用活字文字読上げ装置((文字情報を読み取るもの)暗号の情報によらずに印字された活字を音声で読み上げる機能を有するもの)			拡大読書機との併給不可	198,000	8年
	視覚障害者用拡大読書器			視覚障害者であつて、この装置により文字等を読むことが可能になる者 視覚障害者用活字文字読上げ装置(文字情報を読み取るもの)との併給不可	198,000	8年
	盲人用時計	視覚	15歳以上	1、2級	13,300	10年
	聴覚障害者用通信装置(複合機は対象外、FAXで子機機能付きのものは子機1台までのものに限り)	聴覚又は音声・言語	6歳以上	3級以上 コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	71,000	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚		1、2級 聴覚障害者のうち必要と認められるもの	88,900	6年
	人工内耳体外部装置	聴覚	—	人工内耳を装着している者、かつ医療保険制度等を利用して人工内耳体外部装置の買い替えができないと判断された者	200,000	5年
	人工喉頭	音声言語	—	喉頭摘出者(埋め込み式の場合は、医師の意見書により必要と認められる場合に限る)	70,100	5年
点字図書	視覚	6歳以上	主に情報の入手を点字により行っている視覚障害者	年間6タイトル又は24巻を限度とする	—	
排泄管理用具	ストマ用装具	ぼうこう・直腸・小腸	—	人工肛門造設者	(蓄便袋)8,600 (蓄尿袋)11,300	—
	紙オムツ	脳原性運動機能障害かつ知的障害・二分脊椎等	3歳以上	脳原性運動機能障害等(医師の意見書により必要と認められる場合に限る)	12,000	—
	収尿器		—	高度の排尿機能障害者	8,500	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2以上)	6歳以上	給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)住宅改修の範囲 (1)手すりの取付 (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への便器の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000	1回限り
		難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの	—			

備考

- 情報・通信支援用具とは、障害者向けパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトをいう。
- 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- T字状・棒状のつえ、頭部保護帽、人工喉頭、ストマ、収尿器については、入院・施設入所中でも給付対象とする。
- 住宅改修(居宅生活動作補助用具)を除き、工事費、配送費、設置費は対象外とする。
- 基準額の残額管理については、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、情報通信支援用具に限り適用する。
- 難病の対象者については、医師の意見書により必要と認められる場合に限り適用する。
- 医療保険、民間保険等他の制度が利用できる場合は、他の制度を利用した後の自己負担額を対象額とする。

別表第2（第5条関係）

所得区分		負担上限月額 円
生活保護	生活保護法による被保護世帯	0
低所得	市町村民税非課税世帯	0
一般	市町村民税課税世帯	37,200

備 考

1 障害者本人又は世帯員のいずれかの所得が一定額以上の場合（市町村税所得割の最多納者の納税者の納税額が46万円の場合）には日常生活用具費の支給対象外とする。

2 所得区分の判定に係る世帯の範囲は、下記のとおりとする。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害者とその配偶者
障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯